



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会規則	所管課（室）名
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	//

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和8年2月27日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

長崎県公安委員会規則第1号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 警察本部 第1節及び第2節 略 第3節 職制 第1款 略 第2款 附置機関の長等（第50条－第85条） 第3款 参事官等（第86条－第94条） 第4款 次席調査官等（第95条－第99条） 第5款 係長その他（第100条－第108条） 第4節 警察学校（第109条－第120条） 第3章 警察署（第121条－第128条） 第4章 委任（第129条） 附則 （警務部の分課） 第4条 略 2 総務課に公安委員会補佐室及び取調べ監督室を、広報相談課に広報室、犯罪被害者支援室、情報公開センター、警察安全相談室及び音楽隊を、会計課に監査室を、警務課に企画室、デジタル化推進室及び人材育成室を、装備施設課に施設管理室を、情報管理課に電算企画開発室を、厚生課に健康管理室を置く。 （刑事部の分課） 第7条 略 2 刑事総務課に捜査支援室、取調べ指導室及び渉外捜査室	目次 第1章 略 第2章 警察本部 第1節及び第2節 略 第3節 職制 第1款 略 第2款 附置機関の長等（第50条－第84条） 第3款 参事官等（第85条－第93条） 第4款 次席調査官等（第94条－第98条） 第5款 係長その他（第99条－第107条） 第4節 警察学校（第108条－第119条） 第3章 警察署（第120条－第127条） 第4章 委任（第128条） 附則 （警務部の分課） 第4条 略 2 総務課に公安委員会補佐室及び取調べ監督室を、広報相談課に広報室、犯罪被害者支援室、情報公開センター、警察安全相談室及び音楽隊を、会計課に監査室を、警務課に企画室及び人材育成室を、装備施設課に施設管理室を、情報管理課に電算企画開発室を、厚生課に健康管理室を置く。 （刑事部の分課） 第7条 略 2 刑事総務課に捜査支援室、取調べ指導室及び渉外捜査室

を、捜査第一課に検視官室を、組織犯罪対策課に行政・企業対象暴力対策室及び特殊詐欺捜査室を、鑑識課に機動鑑識隊を置く。

(警備部の分課)

第9条 警備部に次の課及び隊を置く。

(1)～(3) 略

(4) 略

2 略

(警務課の事務)

第14条 警務部警務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) デジタル化推進室に関すること。

(3)～(6) 略

2 略

3 デジタル化推進室は、警察業務のデジタル化の推進に関する企画、立案及び総合調整に関する事務を行う。

4 略

(情報管理課の事務)

第16条 警務部情報管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 電算企画開発室は、警察行政に係る事務の合理化の推進、情報管理システムの運用・管理、技術支援、情報セキュリティ対策及び警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事務を行う。

(組織犯罪対策課の事務)

第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 行政・企業対象暴力対策室に関すること。

(7) 特殊詐欺捜査室に関すること。

(8)～(13) 略

2 行政・企業対象暴力対策室は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行、暴力団の排除活動、行政・企業に対する不当要求の情報収集、行政・企業対象暴力事案の処理、暴力団被害の防止及び被害者への支援に関する事務を行う。

3 特殊詐欺捜査室は、特殊詐欺の捜査に関する事務を行う。

(デジタル化推進室長)

を、捜査第一課に検視官室を、組織犯罪対策課に特殊詐欺捜査室及び行政・企業対象暴力対策室を、鑑識課に機動鑑識隊を置く。

(警備部の分課)

第9条 警備部に次の課及び隊を置く。

(1)～(3) 略

(4) 警衛対策課

(5) 略

2 略

(警務課の事務)

第14条 警務部警務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2)～(5) 略

2 略

3 略

(情報管理課の事務)

第16条 警務部情報管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 電算企画開発室は、警察行政の事務能率の増進、情報管理システムの運用、情報セキュリティ対策及び警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事務を行う。

(組織犯罪対策課の事務)

第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 特殊詐欺捜査室に関すること。

(7) 行政・企業対象暴力対策室に関すること。

(8)～(13) 略

2 特殊詐欺捜査室は、特殊詐欺の捜査に関する事務を行う。

3 行政・企業対象暴力対策室は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行、暴力団の排除活動、行政・企業に対する不当要求の情報収集、行政・企業対象暴力事案の処理、暴力団被害の防止及び被害者への支援に関する事務を行う。

(警衛対策課の事務)

第43条の2 警備部警衛対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭に伴う行幸啓警衛（以下「国民文化祭等警衛」という。）に係る企画及び調整に関すること。

(2) 国民文化祭等警衛に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 国民文化祭等警衛に係る警備諸対策に関すること。

(4) 国民文化祭等警衛に係る交通対策に関すること。

(5) 国民文化祭等警衛に係る部隊の運用に関すること。

第59条 デジタル化推進室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、デジタル化推進室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第60条～第84条 略

(階級)

第85条 略

2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、電算企画開発室長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長及び航空隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

第86条～第118条 略

(係長等)

第119条 略

2 係長、主査、主任及び係員の職務については、第101条第2項、第103条第2項、第104条第2項及び第106条第2項の規定を適用する。

(階級)

第120条 略

2～5 略

6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第108条の規定を適用する。

第121条～第127条 略

(副調査官、係長、主査、主任及び係員)

第128条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第100条第2項、第101条第2項、第103条第2項、第104条第2項、第106条第2項及び第108条の規定を適用する。

第129条 略

別表第2 (第122条関係)

警察署	課	所掌事務
長崎	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略	
	警備課	警備部公安課及び警備課の事務に相当する事務
	略	

第59条～第83条 略

(階級)

第84条 略

2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長及び航空隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

第85条～第117条 略

(係長等)

第118条 略

2 係長、主査、主任及び係員の職務については、第100条第2項、第102条第2項、第103条第2項及び第105条第2項の規定を適用する。

(階級)

第119条 略

2～5 略

6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第107条の規定を適用する。

第120条～第126条 略

(副調査官、係長、主査、主任及び係員)

第127条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第99条第2項、第100条第2項、第102条第2項、第103条第2項、第105条第2項及び第107条の規定を適用する。

第128条 略

別表第2 (第121条関係)

警察署	課	所掌事務
長崎	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課及び厚生課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	留置管理課	警務部留置管理課の事務に相当する事務
	略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び警衛対策課の事務に相当する事務
浦上 諫早	略	
	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。

大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務
浦上	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸

		く。
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	地域課	地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの
	刑事第一課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の事務に相当する事務
	刑事第二課	刑事部捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務
	交通課	交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務

	与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
地域課	地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務
刑事第一課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の事務に相当する事務
刑事第二課	刑事部捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務
交通課	交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務

南島原 川棚 相浦 江迎 平戸 対馬南	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	地域課	地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務
	交通課	交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務
西海 松浦 新上五島	略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務
西海 松浦 新上五島	略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務

<p>杓岐 対馬北</p>			<p>杓岐 対馬北</p>		<p>務</p>
<p>諫早</p>	<p>警務課</p>	<p>警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。</p>			
	<p>会計課</p>	<p>警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。</p>			
	<p>生活安全課</p>	<p>生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務</p>			
	<p>地域課</p>	<p>地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務</p>			
	<p>捜査支援課</p>	<p>刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの</p>			
	<p>刑事第一課</p>	<p>刑事部刑事総務課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の事務に相当する事務</p>			
	<p>刑事第二課</p>	<p>刑事部捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務</p>			
	<p>交通課</p>	<p>交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務</p>			
	<p>警備課</p>	<p>警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務</p>			
<p>南島原 川棚 相浦 江迎 平戸 対馬南</p>	<p>警務課</p>	<p>警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。</p>			
	<p>会計課</p>	<p>警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他</p>			

		<p>装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。</p>
	刑事生活安全課	<p>刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務</p>
	地域課	<p>地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務</p>
	交通課	<p>交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務</p>
	警備課	<p>警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務</p>
佐世保	警務課	<p>警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課及び厚生課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。</p>
	留置管理課	<p>警務部留置管理課の事務に相当する事務</p>
	会計課	<p>警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。</p>
	生活安全課	<p>生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務</p>
	地域課	<p>地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務</p>
	捜査支援課	<p>刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの</p>
	刑事第一課	<p>刑事部刑事総務課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の事務に相当する事務</p>
	刑事第二課	<p>刑事部捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務</p>

交通課	交通部交通企画課、交通指導課、 交通規制課及び運転免許管理課の 事務に相当する事務
警備課	警備部公安課及び警備課の事務に 相当する事務
外事課	警備部外事課の事務に相当する事務

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

長崎県公安委員会規則第2号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

電話代表
直通
(八二四) 二二二一
(八九五) 二二二一

改正後					改正前					
別表					別表					
警察職員配置定員表					警察職員配置定員表					
所属	区分	警察官	一般職員	計	所属	区分	警察官	一般職員	計	
警察本部		917	331	1,248	警察本部		940	330	1,270	
略					略					
小 計		1,031	338	1,369	小 計		1,054	337	1,391	
警 察 署	長崎警察署	277	16	293	長崎警察署	282	16	298		
	略					略				
	浦上警察署	182	10	192	浦上警察署	184	10	194		
	略					略				
	諫早警察署	184	10	194	諫早警察署	169	10	179		
	雲仙警察署	67	6	73	雲仙警察署	73	6	79		
	島原警察署	73	5	78	島原警察署	67	5	72		
	南島原警察署	57	4	61	南島原警察署	58	4	62		
	大村警察署	118	10	128	大村警察署	119	10	129		
	略					略				
	佐世保警察署	228	11	239	佐世保警察署	212	11	223		
	略					略				
	江迎警察署	51	4	55	江迎警察署	50	5	55		
	略					略				
	五島警察署	68	5	73	五島警察署	67	3	70		
	新上五島警察署	49	5	54	新上五島警察署	50	5	55		
	壱岐警察署	46	5	51	壱岐警察署	46	4	50		
対馬南警察署	59	6	65	対馬南警察署	58	6	64			
対馬北警察署	36	2	38	対馬北警察署	37	5	42			
小 計		2,044	136	2,180	小 計		2,021	137	2,158	
略					略					

印刷所
長崎県
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
宏 弥

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。